

平成29年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成29年12月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 山田雅士
- 2番 小澤孝延
- 3番 角麻子
- 4番 鈴木広美
- 5番 服部雅恵
- 6番 小菅耕二
- 7番 石井孝昭
- 8番 桜田秀雄
- 9番 林修三
- 10番 山口孝弘
- 11番 小高良則
- 12番 川上雄次
- 13番 林政男
- 14番 新宅雅子
- 15番 加藤弘
- 16番 京増藤江
- 17番 丸山わき子
- 18番 小山栄治
- 19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫
会計管理者		金崎正人

財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫
市 民 課 長	春 日 葉 子
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
障 が い 福 祉 課 長	廣 森 孝 江
子 育 て 支 援 課 長	高 梨 富 美 子
健 康 増 進 課 長	石 井 健 一
市 民 協 働 推 進 課 長	古 内 博

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 会 事 務 局 長	内 海 洋 和
-------------------	---------

.....
1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事	務	局	長	川	崎	義	之
副		主	幹	小	川	正	一
副		主	幹	中	嶋	敏	江
主			査	須	賀	澤	勲
主		査	補	嘉	瀬	順	子
主	任	主	事	藏	村	隆	雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成29年12月21日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号から議案第13号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第2 議員派遣の件

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第13号を一括議題とします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、川上雄次総務常任委員長。

○川上雄次君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました案件5件について、去る12月12日、総務常任委員会を開催し、審査を行いました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容につきまして要約してご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、現在1歳6カ月まで取得可能としている非常勤職員の育児休業について、2歳到達日まで取得可能とするものです。

審査の過程において委員から、正規職員526名、臨時職員260名で、職員総数の約3分の1が非常勤職員ですので、処遇の改善は積極的に進めることが求められます。非常勤職員については制度的なものが一つ一つ確保されているのか、何うという質疑に対して、休暇等については、労働基準法にのっとりしっかり行われており、有給休暇については取得されていますが、その他の休暇等は申請があれば取得は可能となっていますという答弁がありました。

次に、非常勤職員の時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などはどのように取り組んでいるのかという質疑に対して、平成32年4月に創設される会計年度任用職員制度の導入によって改正されるものと考えていますという答弁がありました。

次に、連続任用についての規定はあるのかという質疑に対して、規定はありません。時間外保育士、短時間保育士など、保育士についてはかなりの方に複数年お願いしているところだという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、千葉県最低賃金の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬を現行の9万2千232円から9万4千402円に改正するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたものは、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款、歳出2款総務費、第3表債務負担行為補正のうち、1追加(19)から(28)、(30)から(32)及び(60)についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金のシステム整備の内容はという質疑に対して、総務省分として住民基本台帳システム、地方税務システムの改修になります。厚生労働省分については、障害者福祉システム、児童福祉システム、国民健康保険システム、介護保険システムの改修になりますという答弁がありました。

次に、11月から全国的に情報提供ネットワークシステムが導入されていますが、これとは別に新たな整備が求められているのかという質疑に対して、厚生労働省分については、平成30年の7月に標準レイアウトが改版されることとなりますので、これに伴うシステムの改修になりますという答弁がありました。

次に、未熟児養育医療費負担金の増額理由を伺うという質疑に対して、当初予算では過去2カ年の平均を算定していましたが、平成28年度については、出生体重の極めて小さなお子さんが複数誕生した関係で、医療がかなり増えています。28年度決算額は408万5千円、27年度は195万1千円と、倍に増えています。平成28年度は、特殊要因と判断して2カ年の平均で予算要求をしたところですが、平成29年度においては、平成28年度から引き続き入院されているお子さんについて見込めなかったことによります。対象者数は平成28年度は10名、平成29年度現在では13名になりますが、人数についてはほぼ例年どおりと見込んでいますという答弁がありました。

次に、保育士処遇改善は、今回、1人2万円に引き上げられましたが、確実に賃金として本人に手渡されているのか、どのように確認するのかという質疑に対して、実績報告書の中で確認するよう県から指導がありますという答弁がありました。

次に、歳出2款では、社会保障・税番号制度システム整備は、他機関との情報連携のためのシステム改修とのことですが、どことの情報連携かという質疑に対して、各市町村になります。マイナンバーを使用して、例えば税情報の提供など、情報の連携を行うものです。11月にスタートしたシステムの中に必要とされる情報に追加等があるとのことで、システムの改修を行うものですという答弁がありました。

次に、今回のシステム改修に関しての補助の内訳はという質疑に対して、国の補助については、総務省分が75万3千円、厚生労働省分が146万8千円で、計222万1千円になります。うち、総務省分は既に事業が実施済みのもので歳入だけ補正するもので、歳出が関係する部分については厚生労働省分になりますという答弁がありました。

次に、マイナンバーカードにより、今後コンビニで住民票が取れるようになるとか、図書館でも使用できるようになるなど国は宣伝していますが、また新たなシステムの導入になるのかという質疑に対して、市独自のマイナンバーを使用する場合については、システムの改修が必要になると考えていますという答弁がありました。

次に、応援寄附金によるまちづくり基金の運用は、利率のいいところに積極的に対応されていますが、実施しての効果はという質疑に対して、今年度の運用は、例年に比べて非常に率の高いものを利用しているので、例年よりは多く入ってきて、ありがたいと思っています。ふるさと納税に限って申しますと、今のところ財源として充当していない1千970万円を248日間預けることができたということで、実際には約2万1千円の利子が入ります。2千万円弱で2万円が入りますので、非常にいいと考えています。寄附をたくさんいただき、預ける金額を多くしておけば、当然利子が多く生まれるわけですが、こちらの基金は、寄附していただいている方々の意思を尊重して、なるべく早いうちに財源として活用させていただくということで運用していますという答弁がありました。

次に、第3表、債務負担行為補正では、職員健康診断業務は、今年度の受診状況はという質疑に対して、対象職員536名のうち人間ドックが293名、市で実施する健康診断が243名予定していますが、数名が受診されていない状態ですという答弁がありました。

次に、広報やちまた印刷製本では、来年度も同じ様式を踏襲するのか、また、広報やちまたを改訂する話し合いの場はありますかという質疑に対して、来年度も同じ様式と考えています。公式の話し合いをする席はありませんが、他団体ではいろいろな形で発行しています。本市の発行方法も内部ではいろいろ検討していますという答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。今回は、民間保育園の保育士60名に対し1人当たり2万円の処遇改善を図る予算が計上されており、市も県と同様に2分の1負担をしようとする積極的な取り組みを大いに評価するものです。しかし、市民が不安を抱く社会保障・税番号制度システム整備事業への予算計上は認められません。この制度がスタートして2年ですが、市民は利便性を実感できず、手続の煩わしさや情報管理などへの不安が強まっています。政府の推進するマイナンバーが11月から新しい運用段階に入り、税や社会保障など住民の個人情報行政機関や自治体の間でやりとりする情報提供ネットワークシステムの本格運用が始まりました。47都道府県と約1千700市区町村、日本年金機構、税務署などの公的機関をつなぐ巨大なネットワークを作り、マイナンバーを通じて住民の情報をやりとりするのが目的です。もともと今年1月から始める予定でしたが、日本年金機構の125万件に上る個人情報流出が発覚し、実施が延期されてきたものです。今年7月から試運転を行ってきたものの、この間、多くの行政機関で対応に不備があることなどが指摘され、連携をさらに先延ばしする組織も生まれるなど、情報の管理や運用などに対する不安は依然として払拭されていません。政府は児童手当などの手続に住民票が要らなくなることなどを盛んに宣伝しますが、他人に知らせてはならないマイナンバーを管理する手間や面倒を考えれば、果たして便利かどうかは不透明です。国民がマイナンバーを切望していないのは、制度

開始から2年たつのに、政府が奨励するマイナンバーカードの普及が人口比10パーセントにも満たないことから明らかです。全ての住民を対象に一昨年郵送された通知カードと異なり、マイナンバーカードを作成するかどうかは個人の任意の判断です。このカードを持っていなくても諸手続に全く支障はありません。むしろ、マイナンバーと生年月日、顔写真、個人情報を蓄積できるICチップが一体となっているカードを持ち歩く方が、盗難や紛失のリスクを高めます。カードを申請しない国民の懸念や不安は当然です。それにもかかわらず、政府はカード普及のために、自宅のパソコンで行政手続ができる、コンビニで住民票が取れる、図書館でもカードが使えるようになるなどと宣伝し、マイナンバーの利用対象を広げています。そのために多額の公金を投じ続けています。しかし、国民が望んでいない制度を幾ら拡充しても、危険や矛盾は解決しません。一旦中止して徹底検証し、国民的な議論を行うことが求められています。この立場から反対します。j

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第10号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、今年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に鑑み、公民較差を縮め、職員の給与を適正水準に保つため、給与表の引き上げ及び期末・勤勉手当の見直しに伴い、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、具体的にどの程度の引き上げになるのかという質疑に対して、新規採用職員は月額約1千円、部課長級は月額約400円の引き上げになります。勤勉手当については、最低で1万8千円、最高で5万4千円、平均で3万2千円です。総額については、給与は約490万円、勤勉手当は1千745万円になります。これに共済費等を含めると、全体で約2千500万円ですという答弁がありました。

次に、近隣市町村と比較して給与水準はどの程度かという質疑に対して、ラスパイレス指数によると、成田市が101.1、佐倉市が101.3、富里市が100.4、八街市は99.1となり、近隣市町村の中では一番下になりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第11号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、8款消防費についてです。

審査の過程において委員から、補正する人件費分の内訳を伺うという質疑に対して、育児休業等を含めた額になりますが、給与については1千398万3千円の減、職員手当については967万8千円の減、共済費については821万5千円の減、合計で3千187万6千円の減になりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、服部雅恵文教福祉常任委員長。

○服部雅恵君

文教福祉常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第5号は、八街市視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例の制定についてです。これは、視聴覚教材センターで行っている業務を図書館で行うこととし、それに伴い組織を見直し、視聴覚教材センターを廃止するものです。

審査の過程において委員から、今後の人員、予算についてどのように考えているのか。また、利用向上はどのようにしてきたのかという質疑に対して、図書館業務と統合させるため、人員、予算等は現在と変わりなく行いたいと考えています。利用向上については、毎年ホームページや各関係団体にPRしてきましたという答弁がありました。

次に、著作権等による利用制限はどのような状況かという質疑に対して、著作権の利用制限は、視聴覚教材センターが始まった当時は著作権について心配していましたが、現在は心配することがないようになっていきますという答弁がありました。

次に、平成28年度の利用状況はという質疑に対して、主なもので申し上げますと、機材の利用状況は、プロジェクター72件、暗幕32件、16ミリ映写機が1件です。教材については、16ミリフィルム4件、ビデオテープ2件、DVD61件となりますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出3款民生費、4款衛生費のうち1項3目、9款教育費、第3表債務負担行為補正のうち、1追加（33）から（40）及び（61）から（81）についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、保育士派遣業務の減額理由は。また、派遣人数はという質疑に対して、入札による執行残になります。派遣人数は5名で、園の運営に支障がないように確保していますという答弁がありました。

次に、生活保護費では、国庫支出金を返還するとのことですが、就労支援事業は円滑に進んでいるのかという質疑に対して、社会福祉協議会に委託しており、順調に進んでいます。成果としては、参加者が58名、うち17名が就労していますという答弁がありました。

次に、ケースワーカーは1人あたり何世帯を担当しているのかという質疑に対して、10月1日現在で、1人あたりの担当は96世帯ですが、国の基準では80世帯になりますので、状況的には少し多い担当となっています。人員の増を要望しているところですよという答弁がありました。

次に、生活保護世帯数の状況を伺うという質疑に対して、平成28年度末では738世帯、1千25名、現在では766世帯、1千43名になりますよという答弁がありました。

次に、保育園施設整備での遊具を撤去した後は、新たに設置するのかという質疑に対して、平成30年度当初予算で新たな遊具の設置を要望していますよという答弁がありました。

次に、他の自治体と比較して、本市の後期高齢者医療費の状況はという質疑に対して、当初予算編成時における広域連合の試算によると、八街市の医療費の総額は55億4千901万4千円と見込み、定率負担金を4億6千241万8千円と当初予算に計上していました。その後、直近の実績等が考慮され、医療給付費の総額が55億9千10万2千円に修正されたことから、納付する定率負担金は4億6千584万2千円と示されましたので、今回不足する342万4千円を増額するものです。県内の状況を見ても、八街市の医療費は非常に増えている状況で、被保険者が増加傾向にあるのが1つの要因と考えていますよという答弁がありました。

次に、歳出9款では、小学校と中学校の教育用コンピュータ保守業務を減額する額の差はという質疑に対して、当初予算と契約額との差金になります。小学校の方が当初予算に計上してある額が大きく落札率も低いため、小学校の方が大きな減額になりましたよという答弁がありました。

次に、市民体育祭が中止になりましたが、これにかわる事業は考えていないのかという質疑に対して、体育祭にかわる事業は、関係団体と検討を重ねていますので、その中で市民主導で何ができるか考えていきますよという答弁がありました。

次に、第3表債務負担行為補正では、市営グラウンド等緑地維持管理業務の場所は。また、債務負担行為とする必要性はという質疑に対して、場所は西部グラウンド、北部グラウンド、南部グラウンド、中央グラウンド、榎戸サッカー場、キャンプ場です。債務負担行為については、大会等で4月から使用しますので、年度前に契約して4月から管理ができるようになるものですよという答弁がありました。

次に、中学校、幼稚園、スポーツプラザ及び庁舎AEDの賃借に小学校が入っていない理由は。また、契約期間中に機器の更新があった場合、新しいものが賃借されるのかという質疑に対して、小学校については導入時期が違いますので、別契約で行っています。点検について、契約項目に入っていますので、電池やパットの交換等も含まれています。使用するにあたって支障はありませんが、新しい機種への更新は受託者と協議したいと考えていますよという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。採決の

結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第111号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出2款総務費のうち3項、3款民生費、4款衛生費のうち1項1目、9款教育費、第2表繰越明許費についてです。保育園整備工事については、現地調査を行い、審査いたしました。

審査の過程において委員から、歳出3款では、実住保育園の保育園整備工事では、調理場を改修するには一時的に閉鎖しなければならないが、どのようにするのかという質疑に対して、2週間程度になります、外注で対応したいと思いますという答弁がありました。

次に、第2表繰越明許費では、今回補正しようとする保育園施設整備事業費は3千25万6千円、繰越明許は4千39万2千円です。この差を何うという質疑に対して、当初予算に1千万円の予算がありましたので、これに実住保育園の改修費用をプラスしたものであるという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、鈴木広美経済建設常任委員長。

○鈴木広美君

経済建設常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、審査内容について、要約してご報告を申し上げます。

議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出4款衛生費のうち1項6目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正のうち、1追加（29）及び（41）から（59）についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、産業廃棄物不法投棄監視業務は、当初予算では113万4千円で、28年度と比較すると36万2千円増額しているのに、今回50万1千円減額する理由はという質疑に対して、平成28年度の監視業務日数は20日間、29年度は25日間として増額していましたが、最終的には入札による差金になりますという答弁がありました。

第3表債務負担行為補正では、焼却飛灰等処理業務での年間処理量はこの質疑に対して、約600トンになりますという答弁がありました。

次に、焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務、クリーンセンター電気計装設備保守点検業務で、業者のミスによつての補償関係の契約はどのようになっているのかという質疑に対して、クリーンセンターに限らず、契約約款により相手に瑕疵があれば、当然相手から損害賠償をいただくことと考えています。さまざまな点検業務、整備業務を行っており、24時間体制で運営していることもありますので、日頃から不備がないように打ち合わせを行いながら、確実な業務をこなしていただけるようお願いしていますという答弁がありました。

次に、一般廃棄物収集業務の委託業者を伺うという質疑に対して、1千800カ所ある収集場所から毎日ごみを収集する特殊な業務ですので、どこの業者でもいいというわけにはいきませんので、北部と南部に分けて、五十嵐商会及び大成企業と毎年随意契約をしています。業務の割合は北部6割、南部4割になりますという答弁がありました。

次に、収集にあたって、例えばスプレー缶などによる事故がありますが、この補償はどのようになっているのかという質疑に対して、補償契約は特に結んでいませんが、業者と市の相互協力によつて未然に防ぐことが一番大事だと考えていますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

議案第8号は、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

議案第9号は、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてです。審査の過程において委員から、債務負担行為では、上水道水質検査業務では、大東区コミュニティセンター脇にある井戸について、毎日検査をしているが、以前から毎日検査をしているのか。また、この井戸は使用しているのかという質疑に対して、この井戸は現在休止していますが、管理は継続して行っています。県の指導により、大木配水場と榎戸配水場で送水した水はどこまで配水されているのかの調査はしました。また、大木配水場に関係する井戸は4本あり、うち3本を稼働していますという答弁がありました。

次に、給配水管等修繕業務では、漏水修理は何カ所あるのかという質疑に対して、29年度については、現在約107件ありますという答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

議案第11号、平成29年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出1項1目を除く4款衛生費、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

議案第12号は、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

議案第13号は、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてです。採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決をいたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わりといたします。

○議長（木村利晴君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第3号から議案第13号の討論通告受け付けのためしばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時55分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

報告します。冒頭に配付しました総務常任委員会審査報告書に誤りがありましたので、正しい報告書を配付しておきました。

報告を終わります。

これから討論を行います。

議案第6号に対する丸山わき子議員の反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案第6号、一般会計補正予算に対しまして反対いたします。

議案第6号、一般会計補正予算では、民間保育園の保育士60名に対し1人あたり2万円の処遇改善を図る予算が計上され、市も県と同様2分の1負担を必要とするもので、積極的な取り組みを大いに評価するものであります。

しかし、市民が不安を抱く社会保障・税番号制度システム整備事業への予算計上は認められません。この制度がスタートして2年ですが、市民は利便性は実感できず、手続の煩わしさや情報管理などへの不安を強めています。政府の推進するマイナンバーが11月から新しい運用段階に入り、税や社会保障など、住民の個人情報を行政機関や自治体の間でやりとりする情報提供ネットワークシステムが本格運用となりました。47都道府県と約1千700の市区町村、日本年金機構、税務署などの公的機関をつなぐ巨大なネットワークを作り、マイナンバーを通じて住民の情報をやりとりするのが目的です。もともと今年1月にはこの事業が予定されていましたが、日本年金機構の125万件に上る個人情報流出が発覚し、実施が延期されてきたものです。今年7月から試運転を行ってきたものの、この間、多くの行政

機関で対応に不備があることなどが指摘され、延期をさらに先延ばしする組織も生まれるなど、情報の管理や運用に対する不安は依然として払拭されていません。政府は児童手当などの手続に住民票が要らなくなるなどを盛んに宣伝しますが、他人に知らせてはならないマイナンバーを管理する手間や面倒を考えれば、果たして便利かどうかは不透明です。国民がマイナンバーを切望していないのは、制度開始から2年たつのに、政府が奨励するマイナンバーカードの普及が人口比10パーセントにも満たないことから明らかです。全ての住民を対象に一昨年郵送された通知カードと異なり、マイナンバーカードを作成するかどうかは個人の任意の判断です。このカードを持っていなくても諸手続に全く支障はありません。むしろ、マイナンバーと生年月日、顔写真、個人情報と蓄積できるICチップが一体となっているこのカードを持ち歩く方が、盗難や紛失のリスクを高めます。カードを申請しない国民の疑念や不安は当然です。それにもかかわらず政府は、カード普及のために、自宅のパソコンで行政手続ができる、コンビニで住民票が取れるようになる、図書館でもカードが使えるようになるなどと宣伝し、マイナンバーの利用対象を広げています。そのために多額の公金を投じようとしています。しかし、国民が望んでいない制度を幾ら拡充しても、危険や矛盾は解決しません。一旦中止して徹底検証し、国民的な議論を行うべきです。この立場から反対するものであります。

○議長（木村利晴君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例の制定についてを

採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成29年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成29年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時06分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第13号

委員長報告、質疑、討論、採決

2. 議員派遣の件

-
- 議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市視聴覚教材センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第6号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第7号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第8号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第9号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第10号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第12号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 服 部 雅 恵

八街市議会議員 鈴 木 広 美